

肝付町告示第 57 号

肝付町の給与・定員管理等について（公表）

令和8年4月

肝 付 町

給与の公表については、「地方公共団体における職員給与等の公表について」（平成 17 年 8 月 29 日付、総行給第 103 号総務事務次官通知）より、団体間の比較分析を可能とする「地方公共団体給与情報等公表システム」が構築され（平成 18 年 3 月運用）、本誌はその公表様式記載要領に基づき作成されています。

なお、公表様式については、平成 18 年 10 月 20 日付、総行給第 102 号総務事務次官通知により一部改正され、更に「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成 19 年 7 月 6 日付、総行給第 61 号、総財公第 97 号）により、「賃金構造基本統計調査」に基づく民間給与データ等を追加するなど、わかりやすい情報開示の徹底が要請されており、再度要領・様式の一部が改正されています。

また、本誌と同様のものを、肝付町ホームページ（<http://kimotsuki-town.jp/>「情報公開・広報」）にも掲載しており、また総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）、鹿児島県ホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）と直接リンクされ、全国の各地方公共団体の情報を閲覧、比較することができます。

令和 8 年 4 月 27 日

肝付町長 永野 和行

## 肝付町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

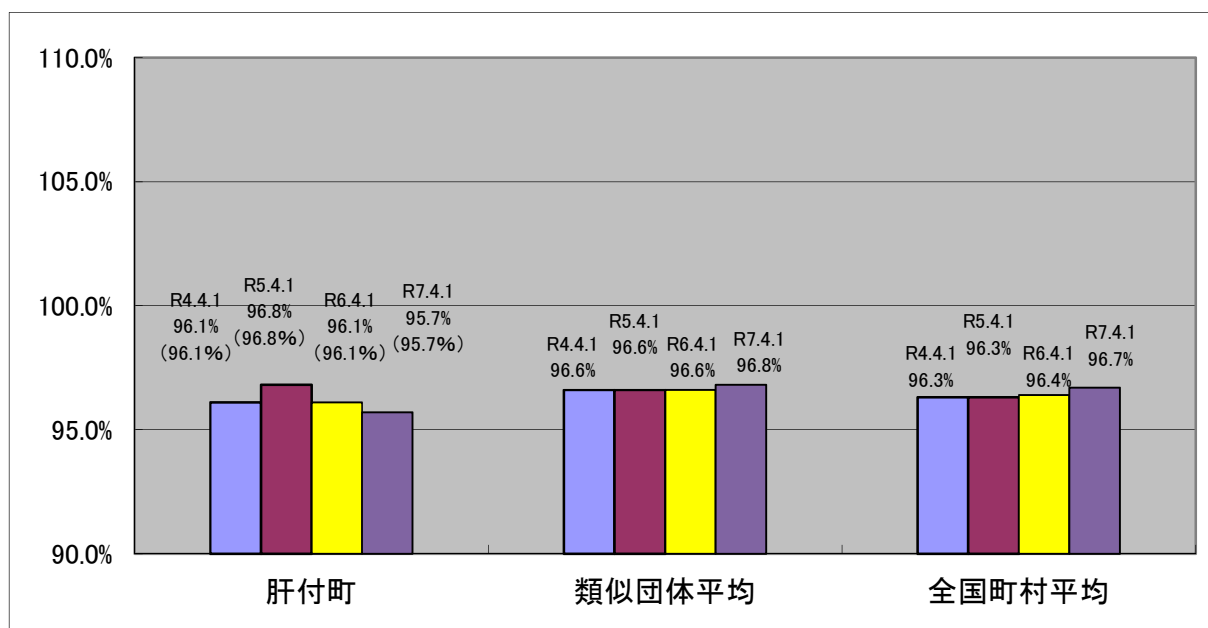
区分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 13,587	千円 11,344,571	千円 465,720	千円 1,703,551	% 15.0%	% 14.6%

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村類型Ⅲ-2 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
6年度	人 159	千円 630,649	千円 79,845	千円 261,613	千円 972,107	千円 6,114	千円 5,921	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。）  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、 ②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
6年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% —

- (注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。  
2 本町は人事委員会を設置していませんので、記載を省略します。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
6年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

- (注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。  
2 本町は人事委員会を設置していませんので、記載を省略します。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[  実施     未実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日  
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上上げの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国と同様  
(実施時期) 令和7年4月1日より実施。

(参考)

	令和6年度 の支給割合	令和7年度 の支給割合	令和8年度 の支給割合
国基準による支給割合	3%~20%	3%~20%	3%~20%
肝付町の支給割合	—	—	—

- (注) 本町は地域手当支給見直し地域ではないため、記載を省略します。

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
肝付町	42.2歳	327,856円	367,903円	353,924円
鹿児島県	42.3歳	329,304円	420,139円	372,087円
国	41.9歳	332,237円	—円	414,480円
類似団体	42.0歳	320,372円	372,776円	348,009円

#### ② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
肝付町	56.8歳	5人	312,740円	328,780円	328,780円	—	—	—	—
うち用務員	56.8歳	5人	312,740円	328,780円	328,780円	用務員	51.5歳	202,400円	1.62
鹿児島県	53.7歳	140人	309,925円	366,087円	341,488円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	50.2歳	5人	292,938円	319,896円	306,137円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
肝付町	5,769,920円	2,675,700円	2.16
うち用務員	5,769,920円	2,675,700円	2.16

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 対象職員が少数の場合、該当職員を特定できるため、個人情報保護の観点から記載を省略します。(職員数のみ記載。)

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 平均年齢は10進法で記載しています。

### (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	肝付町	鹿児島県	国	
一般行政職	大学卒	220,000円	221,100円	220,000円
	高校卒	188,000円	189,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	210,000円	222,000円	—円
	中学卒	185,700円	—円	—円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

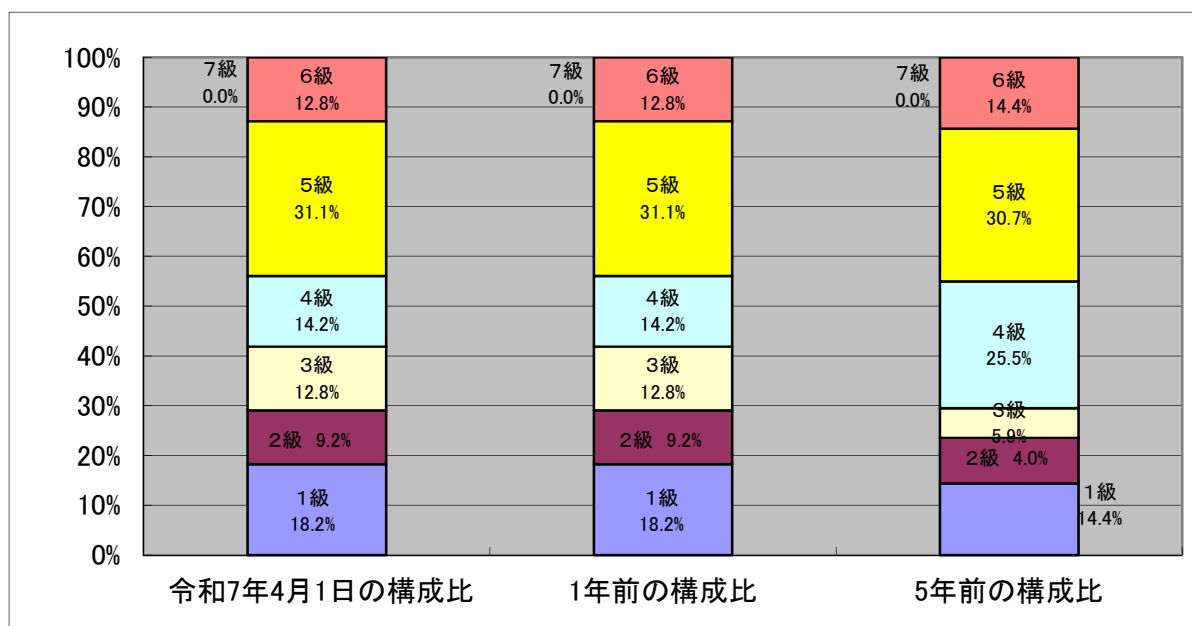
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	291,100円	—円	383,800円	406,500円
	高校卒	—円	—円	383,800円	388,300円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円	—円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

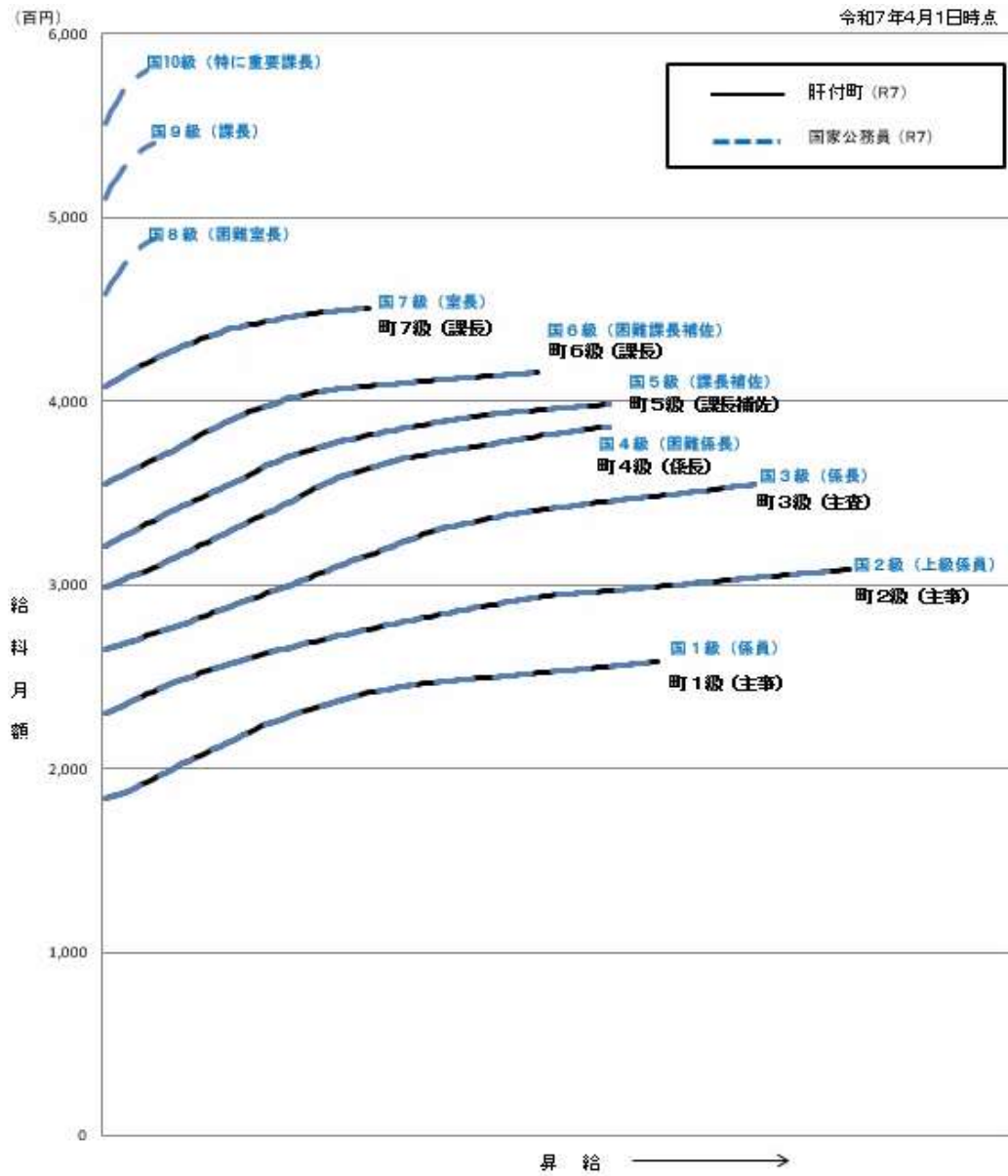
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	1 主事補又は技師補の職務 2 主事又は技師の職務	19人	18.2%	195,800円	268,300円
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	25人	10.8%	242,000円	316,800円
3 級	主査の職務	19人	12.8%	276,300円	364,200円
4 級	1 係長の職務 2 主幹の職務	17人	14.2%	309,800円	396,500円
5 級	1 課長補佐、次長又はこれらの職務と同等の職務 2 参事の職務	48人	31.1%	332,600円	409,000円
6 級	課長、事務局長、支所長、所長、室長又は園長の職務又は町長が定める職務	19人	12.8%	366,800円	427,000円
7 級	特に重要な業務を統括する課の長等又は町長が定める職務	0人	0.0%	420,700円	463,000円

(注) 1 肝付町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に給与構造の改正。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合。)

(1) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（肝付町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある部分	昇給可能な区分	昇給実績がある部分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)		/		/	
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

肝付町		鹿児島県		国	
1人当たり平均支給額(6年度) 1,645 千円		1人当たり平均支給額(6年度) 1,783 千円		—	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.400 )月分 ( 1.000 )月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.400 )月分 ( 1.000 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 % ~ 15 % ・管理職加算		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 % ~ 20 % ・管理職加算 10 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 % ~ 20 % ・管理職加算 10 % ~ 25 %	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（肝付町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)		/		/	
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

肝付町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし )			その他の加算措置		
定年前早期退職者に対する特例 2% ~ 45%			定年前早期退職者に対する特例 2% ~ 45%		
1人当たり平均支給額 11,614 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績（6年度決算）				569 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）				569,000 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）	
1級地	20 %	— 人	20 %	
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)				95.7 (95.7)

※支給対象地域等は人事院規則を準用しました。対象者が特定されるため一部記載を省略しました。

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。  
 (補正前のラスパイレース指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）					0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）					0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）					0.0 %
手当の種類（手当数）					0 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（5年度決算）	左記職員に対する支給単価	
—	—	—	—	—	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	30,985 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	208 千円
支給実績（5年度決算）	25,950 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	173 千円

(注) 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			0 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)	

## (7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
初任給調整手当	医(一)欠員補充困難職 414,800円 医学・歯学専門知識欠員 補充困難 50,800円 特殊な専門知識特別事情 2,500円	同じ	—	0 千円	0 円
扶 養 手 当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 配偶者がいない場合そのうち子 10,000円 父母等 6,500円  満16歳年度初めから満 22歳年度末までの1人につき5,000円加算	同じ	—	20,473 千円	246,663 円
住 居 手 当	家賃額が16,000円を超える者 最高額28,000円	同じ	—	12,829 千円	225,070 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
通勤手当	交通機関利用者 全額支給の限度額 55,000円 45,000円を超える部分については1/2加算額 5,000円まで(最高限度額50,000円) 交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同じ	—	6,447 千円	71,633 円
単身赴任手当	月額30,000円 交通距離加算 100km以上300km未満 8,000円 300km以上500km未満 16,000円 500km以上700km未満 24,000円 700km以上900km未満 32,000円 900km以上1,100km未満 40,000円 1,100km以上1,300km未満 46,000円 1,300km以上1,500km未満 52,000円 1,500km以上2,000km未満 58,000円 2,000km以上2,500km未満 64,000円 2,500km以上 70,000円	同じ	—	— 千円	— 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合勤務1時間当たりの給与額の100分の135の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌朝の午前5時までの間)に勤務した場合100分の25の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円 入院患者の急変に対応する医師 21,000円 老人ホームの養護に直接従事する職員 6,600円	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等勤務1回につき 12,000円 上記以外の日(午前0時から午前5時までの間) 6,000円	同じ	—	69 千円	34,500 円
管理職手当	行政職給料表 7級Ⅰ種 43,400円 7級Ⅱ種 34,700円 6級Ⅰ種 41,700円 6級Ⅱ種 33,400円 医療職給料表(一) 4級Ⅱ種 42,500円 医療職給料表(三) 5級Ⅱ種 29,200円	準ずる	—	8,317 千円	415,850 円

- (注) 1 管理職員特別勤務手当については、上記「(5)時間外勤務手当」と同様に、選挙当日の投開票事務従事によるものを含まません。
- 2 国の住居手当における持家区分は、平成21年度給与改定にて廃止。(平成21年12月1日施行。)
- 3 対象者が特定されるため、一部記載を省略しました。

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	780,000 円 ( 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 382,500 円
	副市町村長	605,000 円 ( 円 )	700,000 円 / 430,400 円
報 酬	議 長	314,000 円 ( 円 )	408,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	255,000 円 ( 円 )	342,000 円 / 180,000 円
	議 員	232,000 円 ( 円 )	323,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(6年度支給割合) 3.45 月分 (15%加算措置有り)	
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.45 月分 (15%加算措置有り)	
退 職 手 当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 780,000 円×在職月数÷12ヶ月×5.0 605,000 円×在職月数÷12ヶ月×2.8	(1期の手当額) (支給時期) 15,600,000 円 任期毎 6,776,000 円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。  
3 地方自治法改正(平成18年6月7日 法律第53号)により、出納長及び収入役制度が廃され、従前より収入役については配していなかった為、経過措置についても適用していません。

6 職員数の状況

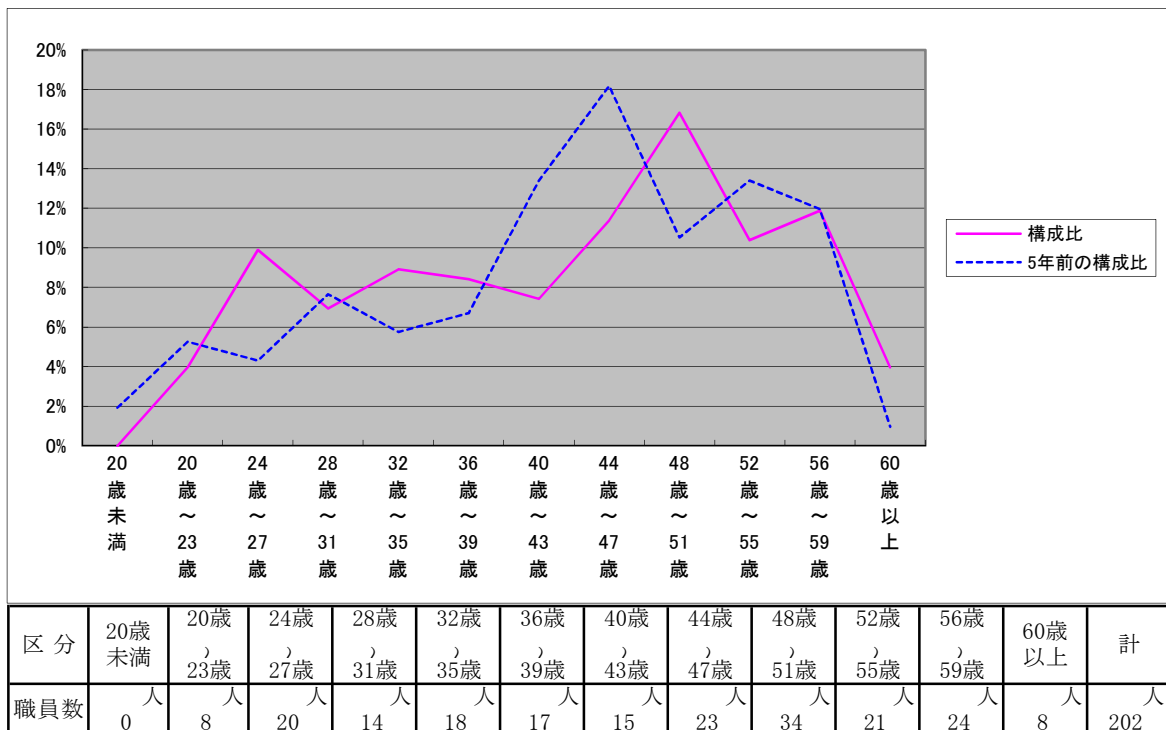
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通 行 政 部 門	議会	3	3	0	業務の充実による 業務の見直しによる 業務の見直しによる 業務の充実による 業務の見直しによる <参考> 人口1万人当たり職員数 101.57 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 90.31 人)
	総務	51	53	▲ 1	
	税務	11	10	▲ 1	
	労働	0	0	0	
	農林水産	31	30	▲ 1	
	商工	4	3	▲ 1	
	土木	13	13	0	
	民生	15	16	▲ 1	
	衛生	12	10	▲ 2	
	計	140	138	▲ 2	
部 門	教育部門	19	19	0	業務の見直しによる
	消防部門	0	0	0	
	小計	159	157	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.55 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.63 人)
公 営 企 業 等	病院	29	28	▲ 1	業務の見直しによる 業務の充実による
	水道	3	3	0	
	交通	0	0	0	
	下水	0	0	0	
	その他	11	14	▲ 3	
小計	43	45	▲ 2		
合計		202	202	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 148.67 人
		[ 227 ]	[ 227 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



## (3) 職員数の推移

年 度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	人 143	人 142	人 141	人 142	人 140	人 138	▲ 5 (96.50 %)
教 育	人 22	人 20	人 21	人 20	人 19	人 19	▲ 3 (86.36 %)
消 防	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	
普通会計	人 165	人 162	人 162	人 162	人 159	人 157	▲ 8 (95.15 %)
公営企業等会計	人 44	人 43	人 42	人 43	人 43	人 45	1 (102.27 %)
総合計	人 209	人 205	人 204	人 205	人 202	人 202	▲ 7 (96.65 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 病院事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 677,148	千円 18,472	千円 253,166	% 37.4	% 35.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 31	千円 127,502	千円 76,845	千円 48,819	千円 253,166	千円 8,167

(参考) 市町村病院事業 平均一人当たり給与費
千円 8,001

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

「事業者」区分については、同地区内に同種同等の事業所が無く、データも無いため省略する。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
肝 付 町	45.1 歳	371,937 円	704,354 円
医 師	52.7 歳	509,150 円	2,022,623 円
技 師 等	43.0 歳	373,625 円	580,736 円
看 護 師	45.3 歳	355,885 円	542,796 円
事 務 職	41.6 歳	342,493 円	528,396 円
団 体 平 均	43.8 歳	346,637 円	618,183 円
医 師	43.8 歳	576,481 円	1,429,309 円
看 護 師	42.0 歳	315,921 円	517,999 円
事 務 職 員	47.1 歳	333,568 円	526,889 円
事 業 者	一 歳	一 円	一 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢は10進法で記載しています。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

肝 付 町	肝付町（一般行政職）	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(6年度) 1,574 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,645 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,575 千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 )月分 ( 1.00 )月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 )月分 ( 1.00 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 % ~ 15 % ・管理職加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 % ~ 15 % ・管理職加算	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

肝付町			肝付町（一般行政職）			団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし ) 定年前早期退職者に対する特例 2% ~ 45%			その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし ) 定年前早期退職者に対する特例 2% ~ 45%			
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 11,614 千円			1人当たり平均支給額 4,773 千円

対象者が1名のため、一人当たり平均支給額の記載を省略しました。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績（6年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		34,286 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		1,071,437 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		100.0 %	
手当の種類（手当数）		6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算) 左記職員に対する支給単価
病院勤務手当	病院に勤務する職員	病院業務	1,320 千円 月額4,000円
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を取り扱う作業に従事	病院業務	60 千円 月額5,000円
研究手当	病院に勤務する医師	病院業務	19,200 千円 40万円を超えない範囲
診療手当	病院に勤務する医師	病院業務	12,720 千円 毎月の診療収入の50/1,000に相当する額の範囲内
作業療法手当	病院に勤務する作業療法士	病院業務	360 千円 毎月の作業療法診療収入の50/1,000に相当する額の範囲内
夜間看護手当	深夜において行われる看護等の業務に従事した看護師等	病院業務	0 千円 4時間以上 3,550円 2時間以上4時間未満 3,100円 2時間未満 2,150円

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）		6,605 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		247 千円
支給実績（5年度決算）		6,142 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		256 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員は除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
初任給調整手当	医(一)欠員補充困難職 414,800円 医学・歯学専門知識欠員 補充困難 50,800円 特殊な専門知識特別事情 2,500円	同じ	—	0 千円	0 円
扶 養 手 当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 配偶者がいない場合そのうち子 10,000円 父母等 6,500円  満16歳年度初めから満 22歳年度末までの1人につき5,000円加算	同じ	—	4,674 千円	274,970 円
住 居 手 当	家賃額が16,000円を超える者 最高額28,000円	同じ	—	1,177 千円	274,970 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
通 勤 手 当	交通機関利用者 全額支給の限度額 55,000円 45,000円を超える部分については1/2加算額 5,000円まで(最高限度額50,000円) 交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同じ	—	3,346 千円	152,100 円
単 身 赴 任 手 当	月額30,000円 交通距離加算 100km以上300km未満 8,000円 300km以上500km未満 16,000円 500km以上700km未満 24,000円 700km以上900km未満 32,000円 900km以上1,100km未満 40,000円 1,100km以上1,300km未満 46,000円 1,300km以上1,500km未満 52,000円 1,500km以上2,000km未満 58,000円 2,000km以上2,500km未満 64,000円 2,500km以上 70,000円	同じ	—	0 千円	0 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合勤務1時間当たりの給与額の100分の135の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌朝の午前5時までの間)に勤務した場合100分の25の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	3,110 千円	239,303 円
手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円 入院患者の急変に対応する医師 21,000円	同じ	—	9,685 千円	484,250 円
管理職員特別勤務手当	週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等勤務1回につき 12,000円 上記以外の日(午前0時から午前5時までの間) 6,000円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	行政職給料表 7級Ⅰ種 43,400円 7級Ⅱ種 34,700円 6級Ⅰ種 41,700円 6級Ⅱ種 33,400円 医療職給料表(一) 4級Ⅱ種 42,500円 医療職給料表(三) 5級Ⅱ種 29,200円	準ずる	—	1,262 千円	420,400 円

(注) 1 国の住居手当における持家区分は、平成21年度給与改定にて廃止。(平成21年12月1日施行。)

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 327,594	千円 4,525	千円 36,890	% 11.3	% 8.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 3	千円 26,334	千円 4,009	千円 6,547	千円 36,890	千円 12,297

(参考) 市町村水道事業 平均一人当たり給与費
千円 6,317

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

「事業者」区分については、同地区内に同種同等の事業所が無く、データも無いため省略する。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
肝 付 町	51.3 歳	418,600 円	615,617 円
行政職	51.3 歳	418,600 円	615,617 円
技能労務職	— 歳	— 円	— 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢は10進法で記載しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

肝 付 町		肝付町（一般行政職）		団 体 平 均	
1人当たり平均支給額(6年度) 1,464 千円		1人当たり平均支給額(6年度) 1,645 千円		1人当たり平均支給額(6年度) 1,593 千円	
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)			
期末手当 2.50 月分 ( 1.40 )月分	勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 )月分	期末手当 2.50 月分 ( 1.40 )月分	勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 )月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 15% ・管理職加算		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 15% ・管理職加算			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

肝 付 町			肝付町（一般行政職）			団 体 平 均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし ) 定年前早期退職者に対する特例 2% ~ 45%			その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし ) 定年前早期退職者に対する特例 2% ~ 45%			
1人当たり平均支給額		— 千円	1人当たり平均支給額		11,614 千円	

(注) 対象者が1名のため、一人当たり平均支給額の記載を省略しました。

ウ 地域手当  
(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		0 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(2年度決算)	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	327 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	164 千円
支給実績(5年度決算)	201 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	101 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員は除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
初任給調整手当	医(一)欠員補充困難職 414,800円 医学・歯学専門知識欠員補充困難 50,800円 特殊な専門知識特別事情 2,500円	同じ	—	— 千円	— 円
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 配偶者がいない場合そのうち子 10,000円 父母等 6,500円  満16歳年度初めから満22歳年度末までの1人につき5,000円加算	同じ	—	978 千円	326,000 円
住居手当	家賃額が16,000円を超える者 最高額28,000円	同じ	—	180 千円	180,000 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
通勤手当	交通機関利用者 全額支給の限度額 55,000円 45,000円を超える部分については1/2加算額 5,000円まで(最高限度額50,000円) 交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同じ	—	400 千円	154,500 円
単身赴任手当	月額30,000円 交通距離加算 100km以上300km未満 8,000円 300km以上500km未満 16,000円 500km以上700km未満 24,000円 700km以上900km未満 32,000円 900km以上1,100km未満 40,000円 1,100km以上1,300km未満 46,000円 1,300km以上1,500km未満 52,000円 1,500km以上2,000km未満 58,000円 2,000km以上2,500km未満 64,000円 2,500km以上 70,000円	同じ	—	— 千円	— 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合勤務1時間当たりの給与額の100分の135の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌朝の午前5時までの間)に勤務した場合100分の25の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円 入院患者の急変に対応する医師 21,000円 老人ホームの養護に直接従事する職員 6,600円	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等勤務1回につき 12,000円 上記以外の日(午前0時から午前5時までの間) 6,000円	同じ	—	— 千円	— 円
管理職手当	行政職給料表 7級Ⅰ種 43,400円 7級Ⅱ種 34,700円 6級Ⅰ種 41,700円 6級Ⅱ種 33,400円 医療職給料表(一) 4級Ⅱ種 42,500円 医療職給料表(三) 5級Ⅱ種 29,200円	準ずる	—	401 千円	400,800 円

(注) 1 国の住居手当における持家区分は、平成21年度給与改定にて廃止。(平成21年12月1日施行。)

2 初任給調整手当の医(一)欠員補充困難職区分は、平成20年度額改定。(平成21年4月1日施行。)